

きほく通信

第85号
令和2年
10月15日
発行

難病
患者家族会
きほく

【会長】神森和子
紀の川市中三谷
【相談室】0736(75)4413
【事務局】〒649-6612 紀の川市北涌371
森田方 TEL 0736(75)4413

対県要望会開催

事務局 森田良恒



和歌山県難病団体連絡協議会が主催する恒例の和歌山県関係部局との要望と話し合いの会、対県要望会が県庁北別館で開催されました。
今回はコロナ禍のなからすべての要望項目がコロナ関連の内容でした。
そんななか当会からは、災害時における和歌山県の避難所対策について質問と要望を行いました。
基本的に全国の各自治体では災害時の一次的な避難所開設は公民館や学校の体育館などに一般避難所が設定されます。そのあと、避難者を確認の上必要に応じて二次的に福祉避難所が開設されます。
これについて私は、
「本来、難病患者や高齢者などについて、簡易ベッドやパーテーション、バリアフリーの設備がない状況では事実上避難所に行くことができないことがあります。要介護度の高い避難者にとっては敷居が高すぎるのです。行くことができたとしてもそこから再度移動を余儀なくされることは当事者や介護者にとって非常に負担が大きい。
そのためまず福祉避難所あるいは簡易ベッドやパーテーションで区切られたスペースを用意するべきではないか。ぜひ災害

時の避難所について和歌山モデルを作ってください。」と要望しました。
和歌山県からは、
「森田さんから昨年度も同様の要望をいただきました。和歌山県では各市町村に対し、できるだけ避難者名簿を作成することを徹底していますが、現実的には避難者名簿を作成しても個別の避難計画や対応マニュアルができていないのが問題と考えています。それができれば事前にどの程度のスペースが必要なのか、また避難できる福祉施設に空きを要請できるかが見えてくると思いますので、積極的に市町村には個別対応マニュアルの徹底を呼びかけて参ります。」
という回答をいただきました。
これについては当日要望会の終了後、担当者が私に直接お話しをされる場面もありました。それは、昨年私が要望したことについて、多方面からお話を聞いたところ、やはり避難所に行くことが出来ないという意見を多くもらったというのです。
県としても当事者の立場に立って対策をしていきたいと積極的な対応を約束してくれました。
大型の台風や豪雨などが毎年頻発して襲来するなか、ましてやコロナ禍のなか一刻も早い対応が必要だと再確認し、要望致しました。



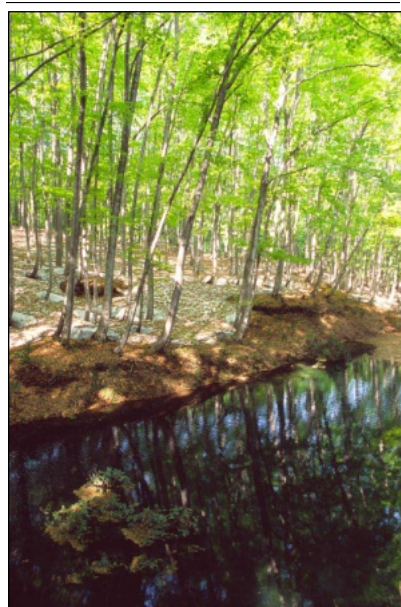
医療・福祉・介護・年金などの総合的対策を求める国会請願署名

例年次期通常国会に提出する『難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾患対策の総合的な推進を求める』請願署名への署名ご協力をお願いします。

同封の署名用紙は令和3年2月末日までに事務局までご返送をお願いします。

みなさま方のご協力を心からお願いします。なお昨年度の国会請願も衆参両院で採択されました。

<返送先>事務局 649-6612
紀の川市北涌371
森田良恒



会員皆さまの体験、絵画、絵手紙、写真、俳句短歌などの投稿を待ってます。